

# NDS健康保険組合並びに当組合加入事業主が共同で 実施する健康診査事業の公表について

NDS健康保険組合 理事長

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。当組合では、健康診査事業について、当組合加入各事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

## 1. 当組合加入各事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、当組合加入各事業主とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

## 2. 共同利用する健診データ項目について

当組合加入各事業主が行う労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）、特定健診項目（質問票含む）、オプション検査等の付加検査項目  
上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項

## 3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・当組合加入各事業所の健康管理担当部署(人事部、総務部、企画総務部等) 担当者
- ・当組合 常務理事、事務長、保健事業担当職員

## 4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・各事業所の健康管理担当部署においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、各事業所の健康管理担当部署にてデータ保存し、事業主の産業医の判定と指示にしたがって、事業主の保健師等による健康相談、健康指導を実施します。

- ・ 当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、各事業所の健康管理担当者とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師等による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備群を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

#### **5. 健診結果データの管理責任者について**

健診データの管理責任者は、当組合加入各事業所の健康管理担当部署の責任者と組合の常務理事及び事務長です。

令和 7 年 4 月 1 日